

検討項目 委員提案一覧

委員名	通し 番号	規制改革事項	ページ
伊東委員	①	規制緩和による地中熱利用技術の普及拡大	1
	②	地中熱エネルギー利用のためのガイドライン周知および各エリアの導入評価	2
伊藤委員	③	発電所設置に関わる地方自治体の環境影響評価基準の統一	3
	④	常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和	4
	⑤	土壌汚染対策法に基づく、有害物質基準の見直し	5
大上委員	⑥	高速道路SA等への設置に係る「電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特例措置」の更なる緩和	6
金谷委員	⑦	家庭用コージェネレーション電力の有効活用のためのネットメータリング制度の創設	7
	⑧	需要家のCO ₂ 削減対策による削減量の評価方法の規定	8
	⑨	一般電気事業者等による中小規模分散電源に係る入札制度の創設	9
	⑩	発電所設置に係る環境影響評価基準の統一	10
	⑪	防災対応のための建築物増築に伴う現行法令への適合義務の緩和	11
	⑫	ヒートアイランド対策を推進するための規制法令の整備	12
	⑬	ヒートアイランド対策に有効な製品や、工法やシステムの性能評価方法基準の創出	13

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	規制緩和による地中熱利用技術の普及拡大
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 地下水汲み上げ方式であるオープンループ方式では地域、揚水量によって規制対象となる。また汲み上げ自体が禁止されていることもあり、地中熱利用技術の普及の妨げとなっている。</p> <p>【根拠法令】 水質汚濁防止法、 地下水揚水に関する規制等 (環境省「地中熱利用にあたってのガイドライン」より)</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>地下水汲み上げに関する規制があり導入時の方式が限定されてしまう。地下水を汲み上げないクローズドループ方式は設置件数の多くを占めるが、地中に熱交換井を形成するため、その掘削費用が発生する。そのため費用が大きくなり、一般及び中小企業（特に農業）などへの導入が難しい。</p> <p>地下水利用の指針に準拠すれば、地盤沈下や地下水枯渇等のリスクは低い。地下水を汲み上げるオープンループ方式の実証試験の拡大と地盤沈下や水質汚染への影響の検証を行い、規制等の見直しを図って頂きたい。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>規制等を緩和させ方式の選択が可能となれば、地中熱利用の選択肢が拡大し、今後農地での導入や一般民家で井戸などを有効に活用した新たな再生可能エネルギー技術が確立される。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	地中熱エネルギー利用のためのガイドライン周知および各エリアの導入評価
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】 経済産業省、環境省にて作成されている地中熱エネルギー利用関係の指針、ガイドラインが十分周知されていない。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 地中熱利用にあたってのガイドライン</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>容易に地中熱利用選定ができるためのノウハウ、考え方を多くの公共機関、企業、及び一般へ周知することにより、適切な地中熱エネルギーの導入が可能になる。</p> <p>国内の地中熱エネルギーの導入可否を評価できる情報の作成（地下水位、地下水水質、地下水利用規制等）と周知は有効と考えられる。</p>
要望具体例、経済効果等	<p>太陽光、風力、水車と異なり地中熱利用技術は国内においてまだ浸透・普及していない。アメリカ、中国、スウェーデン等海外では日本と比較して地中熱エネルギーの導入が進んでいる。日本では、地中熱利用は他の自然エネルギーと比べ未成熟な市場と考えられるため、市場の拡大が期待できる。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	発電所設置に関わる地方自治体の環境影響評価基準の統一
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 環境影響評価法において、火力発電所建設時に環境影響評価が必要となる発電設備の容量は11.25万kW以上と定められているが、地方自治体が独自条例により別途2万～10万kWの容量基準を設けているケースがあり、小規模発電設備の建設における制約要因となっている。また、環境影響評価に要する費用が事業採算性を悪化させ、発電設備の更新、コージェネレーションシステムの導入などの阻害要因にもなっている。</p> <p>【根拠法令】 環境影響評価法 地方自治体の条例</p>
規制改革要望・賛成の意見等	環境性能が優れた発電設備への更新、熱効率の高いコージェネレーションシステムの新増設時における地方自治体による環境影響評価の独自容量基準の緩和を促すべき。これにより、効率的な発電設備の建設促進、省エネルギー、省CO ₂ 、NO _x 、SO _x の低減などが期待できる。
要望具体例、 経済効果等	2万～10万kWの効率的で環境性に優れた電源の建設促進が図られることにより、①省エネ・省CO ₂ の推進、②燃料費の低減、③電力供給力不足の緩和、④発電設備建設による経済効果などが期待できる。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】 大気汚染防止法において、「非常用のガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関」は、ばい煙の規制対象外となっているが、「常用・非常用の発電機」については、規制対象項目が適用されることから、停電・災害等非常時の稼働において制約が生じている。具体的には、非常時においては、NO_xの排出基準値を達成するために脱硝設備の運用が必要となるため、尿素の希釈または混合気の冷却のための水を確保する必要性が生じ、断水対策などのためのコストアップ要因が発生している。</p> <p>-----</p> <p>【根拠法令】 大気汚染防止法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	大気汚染防止法の規制対象を見直し、常用・非常用兼用の発電機について、非常時には大気汚染防止法の規制対象から除外すべき。これにより、停電・災害時における電力供給力の確保が図りやすくなる。
要望具体例、経済効果等	

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	土壌汚染対策法に基づく、有害物質基準の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 土壌汚染対策法の改正により、自然由来の重金属に対する土壌処理方法が定められたが、この処理方法を定める重金属の濃度等の基準値の一部が、自然界に存在している重金属の基準値に近く、事業者の土砂処分に要する費用の増大を招いている。</p> <p>-----</p> <p>【根拠法令】 土壌汚染対策法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	重金属の濃度等の基準値を実勢に合わせて見直すべき。これにより、本来、不要と思われる費用の発生を抑止できる。
要望具体例、 経済効果等	都市ガス業界から、パイプラインの敷設等における制約要因となっているとの要望がある。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	高速道路SA等への設置に係る「電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特例措置」の更なる緩和
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】</p> <p>「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）を踏まえ改正された電気事業法施行規則では、「一の需要場所の特例」として、一定の要件を満たす急速充電設備については、当分の間、原需要場所において、「<u>それぞれ一に限り、一の需要場所とみなす</u>」とされている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法施行規則第二条の二第二項第一号から第三号まで ・同附則（平成24年3月23日経済産業省令第16号）十七条（一の需要場所の特例）
規制改革要望・賛成の意見等	<p>平成24年3月23日付けの電気事業法施行規則改正により、電気自動車専用急速充電器の設置に際して、一定の要件のもと、同一敷地内の複数契約が可能となった。他方、高速道路等では、道路本体に加え、上り・下りの2つのSAの全体を「一つの需要場所」として電力供給契約を締結しているところが多く、この場合、今回の規制改正では、「<u>それぞれ一に限り、一の需要場所とみなす</u>」とされているため、上り、下りの2つのSAの一方にしか追加契約による設置ができない。</p> <p>電気自動車専用急速充電器の整備促進を積極的に進めていくために、高速道路等の休憩施設に係る設置に関しては、その公共性に鑑み、一需要場所においても、2つの追加契約が可能となるよう措置すべきである。</p>
要望具体例、経済効果等	<p>全国の高速道路等の既設のSA・PAのうち、上下線に跨り一括受電を行っているものが対象。</p> <p>平成22年6月の「エネルギー基本計画」においては、「2020年までに急速充電器を5,000基設置することを目指したインフラ整備を進める」とされており、「次世代自動車戦略2010（経済産業省）」においても、「インフラ整備戦略」として、アクションプラン等の記載があり、当規制の緩和はその目的に沿ったものである。</p>

検討項目 委員提案シート

<p>規制改革事項</p>	<p>家庭用コージェネレーション電力の有効活用のためのネットメータリング制度の創設</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【現在の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用コージェネレーションの発電電力については、電力系統への逆潮流防止装置の設置が義務付けられていることから、設備能力に余力がある場合でも、現状は電力系統への逆潮流ができず、電力供給力不足・不安定性等に十分貢献できない構造・制度となっている ・ 総合資源エネルギー調査会基本問題委員会における議論において原発依存度を低減していく方針のなか、2030年にむけて分散型電源、とりわけ熱の有効も図れるコージェネレーションは供給力として発電電力量の15%を担うことが期待されており、家庭用コージェネレーションについても、更なる発電能力の有効活用（ピークカット効果の最大活用）、導入促進のための経済性の向上等に努める必要がある。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <p>電気事業法</p>
<p>規制改革要 望・賛成の意 見等</p>	<p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電力供給不足への貢献（ピークカット等）、発電効率（総合効率）の高い家庭用コージェネレーションの稼働率向上のために、電力系統への逆潮流を容易に可能とする制度として、ネットメータリング（購入電力価格と等価での売電・メーター逆回し）を創設していただきたい。</u> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸電量取引所等への電力拠出が比較的容易な業務用・産業用のコージェネレーションとは異なり、家庭用コージェネレーションは取引参加が困難なことから、欧米ではネットメータリング制度（および固定価格買取制度）での買取が一般的であり、電力システム改革の中で実現することが必要であるため。
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットメータリングによる逆潮流を前提にフル出力（現行 0.7kw）での定格運転を行えば、発電効率が最も高い運転を継続できるとともに、今後の技術開発においても逆潮流を前提としたコストダウンに取りくむことが可能となる。（発電効率・発電容量の拡大、定格運転を前提とした機器運転構造のシンプル化、逆潮流防止装置設置コストの削減等） ・ 機器のコストダウンに加え、売電による経済メリットの向上により、販売台数の拡大が期待できる

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	需要家のCO2削減対策による削減量の評価方法の規定
規制の概要・ 根拠法令	<p>【現在の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等の温室効果ガスの排出量を把握するため、地球温暖化対策推進法 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度が創設されているが、「排出量」についての記載は明確であるものの、省エネ法（エネルギーの使用合理化に関する法律）のような「削減量」についての算定方法が明確に規定されていない。 ・ 「排出量」については、電気を1kWh使用した場合、全電源の稼動が抑制されたものとして、全電源係数（0.36kg/t-CO2）が採用され、この点についての問題はない。 ・ 他方、事業者が実施する対策の削減効果については温対法上、前年度と当年度の排出量の差分で評価されるが、この方法では、企業等が行った削減努力は、全ての電源の抑制に反映されることから、効果が過小に評価されてしまう。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律 特定排出の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地球温暖化対策の推進に関する法律において、</u> ①<u>現在任意として届出することができる</u>と様式2の「削減量評価」について、「排出量」同様、義務事項とし、 ②<u>電気のCO2係数についても、対策により影響を受ける電源（マージナル電源：0.69 kg/t-CO2）としていただきたい。</u> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災以降、原子力発電所の稼動停止により、企業がCO2削減のために行った対策が適切に評価されず、電気の使用に伴う事業者のCO2排出量が増加しているようにみなされる問題が生じている。 ・ 「排出量」と「削減量」の把握は、別物として位置づけ、企業は自らの行うCO2削減対策努力が適切に評価されるよう、法改正を行う必要がある。 ・ 類似の制度として、エネルギー使用量を抑制するために、省エネ法においては、「削減量」の評価が行われるとともに、電気の使用を抑制した場合には、「マージナル電源の係数」が採用されているため。
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「革新的エネルギー・環境戦略」において記載された「2030年電源比率に占めるコージェネレーション15%」の目標達成に寄与できる。（現在の制度では増CO2とみなされる場合があり、目標達成に影響を与える可能性）

検討項目 委員提案シート

<p>規制改革事項 規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>一般電気事業者等による中小規模分散電源に係る入札制度の創設</p> <p>【現在の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電のエネルギー政策上の位置づけが不透明ななか、短中期的な電源建設が必要となっている。なかでも大規模電源の稼動が見込まれる2020年以降については、相応の目途が立つものの、2020年までの短中期については、環境アセスメント等の関連から、大規模電源の建設は難しい。 そうしたなか、コージェネレーション等中小規模分散電源（10万kW程度）は建設リードタイムが相対的に短く（0.5～3年程度）、短期的かつ確実な電源確保が可能となる。 しかしながら、中規模電源の投資促進のためには、発電した電気の購入先、価格の見通しが担保される必要があるが、卸電力取引所取引では価格の予見性が立たず、結果として投資が促進されない。 他方、一般電気事業者は電力不足に対応するため、老朽火力の稼動を促進しているため、化石燃料の使用やCO₂排出量が増加している。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気事業法
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般電気事業者が発電所を新設する場合には、「火力発電所入札制度」に基づき、価格の安い電源からの調達となされる制度が創設されているが、短中期的に稼動させる電源についても、入札制度等を活用することで、安価な電源を調達するような仕組みの創設が必要である。 また、一般電気事業者が値上げ申請をする場合に、老朽火力が稼動するような原価構成になっている場合は、より安価な電源からの調達を国が指導できるような仕組みでも効果的である。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気料金の値上げ、化石燃料使用によるわが国の国富が海外に流出することが憂慮されるなか、効果的な対策であると考えため。
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①社会全体での省エネルギー・省CO₂が図られること、②電力会社も、より安い価格で供給力を確保することができること、③結果として、社会全体での電力料金が安くなり、かつ、多様な電源の活用によりセキュリティが向上すること等の実現が期待できる。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	発電所設置に係る環境影響評価基準の統一																																		
規制の概要・ 根拠法令	<p>【現在の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法において、火力発電所建設時に環境影響評価が必要となる発電設備容量は、11.25万kW以上であるが、各自治体が別途定める条例においてはこの限りではない。小規模発電所の建設によるスピーディーな電力供給力不足への対応に支障が生じている。 <table border="1" data-bbox="427 654 1375 1160"> <tr> <td>環境影響評価法</td> <td>第1種事業</td> <td>15万kW以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2種事業（個別判断）</td> <td>11.25～15万kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">自治体条例</td> <td>東京都</td> <td>11.25万kW以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">神奈川県</td> <td></td> <td>10万kW以上</td> </tr> <tr> <td>横浜市</td> <td>2万kW以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">愛知県</td> <td></td> <td>10万kW以上</td> </tr> <tr> <td>名古屋市</td> <td>5万kW以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大阪府</td> <td></td> <td>2万kW以上</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>2万kW以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">兵庫県</td> <td></td> <td>7.5万kW以上</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>2万kW以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福岡県</td> <td></td> <td>7.5万kW以上</td> </tr> <tr> <td>福岡市</td> <td>5万kW以上</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 加えて、環境影響評価を実施するのに数億円程度の費用がかかることがあり、事業性を悪化させる要因にもなるため（2万kWのコージェネレーションの場合0.25円/kWh発電単価を押し上げる）、今後国としても導入を求めているコージェネレーション等の小規模分散型電源の導入を阻害することに繋がりがねない。 <p>【根拠法令】 自治体条例における環境影響評価法（上乘せ基準）</p>	環境影響評価法	第1種事業	15万kW以上		第2種事業（個別判断）	11.25～15万kW	自治体条例	東京都	11.25万kW以上	神奈川県		10万kW以上	横浜市	2万kW以上	愛知県		10万kW以上	名古屋市	5万kW以上	大阪府		2万kW以上	大阪市	2万kW以上	兵庫県		7.5万kW以上	神戸市	2万kW以上	福岡県		7.5万kW以上	福岡市	5万kW以上
環境影響評価法	第1種事業	15万kW以上																																	
	第2種事業（個別判断）	11.25～15万kW																																	
自治体条例	東京都	11.25万kW以上																																	
	神奈川県		10万kW以上																																
		横浜市	2万kW以上																																
	愛知県		10万kW以上																																
		名古屋市	5万kW以上																																
	大阪府		2万kW以上																																
		大阪市	2万kW以上																																
	兵庫県		7.5万kW以上																																
		神戸市	2万kW以上																																
	福岡県		7.5万kW以上																																
福岡市		5万kW以上																																	
規制改革要望・賛成の意見等	<p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後2万kW～10万kW未満の大型のコージェネレーションの普及を図るべく、省エネルギー・省CO₂に貢献し、かつ、NO_x、SO_xの低減にもつながるコージェネレーションに対しては、現状の自治体による環境影響評価の容量基準の緩和を促すべきである。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期中期的な電源不足に対応した電源建設を促進するため。 																																		
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> 2万kW以上の大型コージェネの導入促進により、①大幅な省エネ、省CO₂が期待できる ②燃料代が低減でき、電気代高騰抑制と共に海外への資金流出抑制も期待できる ③発電所建設により、日本国内経済の活性化につながる。 																																		

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	防災対応のための建築物増築に伴う現行法令への適合義務の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 既存建築物に、新たに分散型電源を設置するためのスペースの確保が困難な場合、空地部分に電源室を増築することが考えられるが、既存建物部分についても同時に現行法令への適合義務が発生する。特に建築基準法旧 38 条の認定を取得した高層建築物等においては、現行法に適用するため大幅な改修が必要となるなど、対応が極めて困難となる。</p> <p>-----</p> <p>【根拠法令】 建築基準法 旧 38 条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	既存建物の公開空地に、建物や地域の低炭素・高度防災化に資する分散型電源（コージェネレーション）を新たに設置する場合において、既存建物部分に関する現行法令への適合義務の緩和（既存遡及の免除）をして頂きたい。
要望具体例、 経済効果等	この要望が実現した場合、新たに分散型電源を設置するスペースが不足する地域においても自立的な分散型電源の確保が可能となり、地域の防災力を強化することが可能となる。

検討項目 委員提案シート

<p>規制改革事項</p>	<p>ヒートアイランド対策を推進するための規制法令の整備</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健全で機能的かつ居住性の高い都市の形成、エネルギー消費の抑制および防災などの観点から、現状より一歩踏み込んで法令に基づくヒートアイランド対策規制を導入すべきである。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【根拠法令】</p> <p>なし</p>
<p>規制改革要 望・賛成の意 見等</p>	<p>【現状】</p> <p>都市部のヒートアイランド化が異常高温は夏季の冷房負荷、ピーク電力を高める要因となっているほか熱中症患者の増加に代表されるように生活者の健康をも脅かしている。異常高温化は風下の内陸部まで波及しているほか、局地的豪雨災害の一因であることも近年の研究により明らかになっている。しかしながら、ヒートアイランド化の対策に関しては環境省の所管のもとで「ヒートアイランド対策大綱」が定められているが、法令による規制などもう一歩踏み込んだ措置には至っていない。</p> <p>【対策】</p> <p>大綱に定められている措置の多くには、既にその手段となる製品、工法やシステムが複数種存在している。規制と並行して製品、工法やシステムの性能評価の仕組みを設け、公共工事予算の計上、民間が主体となって行う措置に対する公的助成を行うなど一連の施策を導入すれば、既存のものを含め有効な対策が普及してくるものと考えられる。</p> <p>【規制の手順例】</p> <p>国や自治体が保有する公共インフラ（道路、河川関連、建築物、公園など）、民営鉄道、民有の規模が大きいビルなどから適用を開始し、順次規模の小さいものへと適用を拡大していく手順が妥当であると考えられる。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>【期待効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健全で機能的な都市環境 ・ 居住者の健康 ・ 省エネルギー、節電（特にピーク対策） ・ 緑地の確保などによる都市の潤い ・ 防災 <p>【波及効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策に使われる製品、システムや工事に関わる需要と雇用の創出 ・ 以降の維持、メンテナンスに関わる需要と雇用の創出 <p>⇒短時間での定量化は困難だが、何れも非常に大きい経済効果となる</p>

検討項目 委員提案シート

<p>規制改革事項</p>	<p>ヒートアイランド対策に有効な製品や、工法やシステムの性能評価方法基準の創出</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 ヒートアイランド対策に有効な製品、工法やシステムの性能を適切に評価し、公表するための公式な基準の創設に関する提案である。法令によって一定水準の性能を要する対策を行うように義務付ける場合、対策手段としての製品、工法やシステムなどの性能を適切に評価していく仕組みが不可欠である。法令に依拠する告示等にこれを定め、所要の性能を有するものの採用を促進し、普及を図っていく必要がある。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 なし</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>ヒートアイランド対策大綱によれば、対策方法の種類は多様であり、有効な手段となりうる製品、工法やシステムも多種多様に存在するようになってきている。 また、次々に新しい製品、工法やシステムが現れるようになってきている。屋上の緑化に用いる植栽と同様の効果を有する「保水セラミックス」などがその一例である。しかしながら、これらの性能を適切に評価する仕組みが必ずしも十分に整備されていないのが現状である。公の基準に基づく性能の適切な評価方法の仕組みの確立は喫緊の課題であるといえる。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>【期待効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制への適切な対応 ・ 発注者の信頼確保 ・ 適切な性能を有する製品、工法やシステムの健全な普及促進 <p>【波及効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象製品、システムや工事に関わる需要と雇用の創出